

平成18年 5月12日

株 主 各 位

広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1

株式会社 **ポフ**
代表取締役社長 目黒俊治

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のことと拝察申しあげます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成18年 5月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
当社本社 会議室
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第31期（平成17年 3月 1日から平成18年 2月28日まで）
営業報告書、連結貸借対照表および連結損益計算書なら
びに貸借対照表および損益計算書報告の件
 2. 会計監査人および監査役会の第31期連結計算書類監査結
果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 第31期利益処分案承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
（31頁から39頁まで）に記載のとおりであります。
 - 第3号議案 取締役5名選任の件
 - 第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申しあげます。なお、代理人がご出席の際は、委任状を
議決権行使書用紙とともにご提出ください。（代理人の資格は、定款の定めによ
り議決権を有する当社の株主に限ります。）

営業報告書

(平成17年3月1日から)
(平成18年2月28日まで)

1. 営業の概況

(1) 企業集団の営業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、バブル崩壊後の長い低迷を抜け出し、デフレからの脱却も近づきつつあります。また、雇用回復や所得の安定などの影響で個人消費も回復し始め、景気回復のすそ野が広がってきています。

しかし、流通業界においては本格的な消費回復には至っておらず、コンビニエンスストア業界におきましても、依然として続くオーバーストアによる競合の激化、異業種との競合等により、既存店の売上が回復しないまま推移しました。

このような情勢のなか、当社は「お客様第一」の考えを実現できる競争力のある企業となるべく事業を展開してまいりました。第31期は、前期に引続き、地区本部制による組織の充実、不振店舗の閉店、子会社の整理などを進めてまいりました。各地区本部においては迅速な業務推進ができる制度の見直しや地域に密着した営業体制がとれる組織の構築を行いました。店舗運営体制も今まで以上に現場重視の業務体制に移行させ、コスト意識を高めた利益追求型の業務体制の確立を進めてまいりました。さらにグループ経営の効率化による収益力の向上を図るため、株式会社ヒロマルチェーン、株式会社チックタックシステムズ、北陸ホットスパーク株式会社およびその他子会社の解散、清算を進め、業務集約による経営の効率化を進めてまいりました。

新しい決済方法では、電子マネー“E d y”（エディ）をポプラグループ全店に導入いたしました。この“E d y”は、レジ決済スピードを短縮し、お客様に利便性の向上を提供しております。新店開発においては、競争力強化型店舗スーパーコンビニの出店を各地区で進めており、出店立地に合わせ「都市型」「住宅立地型」「ロードサイド型」の3タイプで開発を進めています。昨年、地区本部を開設いたしました北陸地区に、地区1号店となるロードサイド型スーパーコンビニ「ポプラ射水坂東店」をオープンいたしました。今後とも、この競争力強化型店舗スーパーコンビニの出店を各地区で進め、競争力を高めた店舗網の拡大を推進してまいります。

このような施策を行い、関東地区では、新しく14店舗の出店、21店舗の閉店を行い、期末店舗数は、216店舗となり、関西地区では、新しく6店舗の出店、6店舗の閉店を行い、期末店舗数は、60店舗となりました。また、北

陸地区では、新しく36店舗の出店、1店舗の閉店を行い、期末店舗数は、35店舗となり、中四国地区では、新しく17店舗の出店、42店舗の閉店を行い、期末店舗数は、353店舗となり、九州地区では、新しく8店舗の出店、24店舗の閉店を行い、期末店舗数は、154店舗となりました。その結果、当連結会計年度の新規出店店舗数は81店舗（閉店94店舗、純減13店舗）、当連結会計年度末現在の店舗数は、818店舗となりました。

これらの結果、当連結会計年度における当社のチェーン全店売上高は117,992百万円（前連結会計年度比6.0%減）、当社グループの連結業績は、営業収益64,377百万円（同10.5%減）、営業利益1,917百万円（同31.1%減）、経常利益1,976百万円（同31.0%減）、また、当期純利益は、925百万円（同27.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度の営業収益の内訳は、次のとおりであります。

区	分	金額	構成比	前連結会計年度比
		千円	%	%
売	上	57,152,888	88.8	89.2
営	業	7,224,446	11.2	92.4
営	業	64,377,334	100.0	89.5

(2) 企業集団が対処すべき課題

緩やかな景気回復が見込まれ、個人消費も明るい兆しが見え始めておりますが、コンビニエンス業界を取り巻く社会環境や経営環境は、依然厳しい状況が続いております。また、業界を越えた企業間競争も激化しており、厳しい経営環境が続くと予想されます。

このような状況下、当社グループでは、今後10年間に勝ち残るためにチェーンストア本部として競争力の強化を最重要経営課題として取り組んでいきます。商品面では、地域に必要とされる品揃えの探索と開発を推進し、お客様が必要とされる品揃えの強化を進めます。また、地区本部体制の強化や組織の充実を図り、経営の効率化を図ってまいります。

昨年、M&Aにより進出を果たしました北陸地区のポプラへの看板変更も完了し、北陸地区の出店体制も整いました。これにより、5地区本部体制が確立し、地区毎の営業推進体制が整いました。

新規出店においては、競争力強化型店舗スーパーコンビニの店舗網拡大を進め、競争に打ち勝つ立地ニーズにあった店舗の出店開発を進めてまいります。こうした施策を行い、お客様に支持される便利なお店となるべく、競争力の強化、収益力の向上に積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度中の所要資金は、自己資金により賄いました。

(4) 企業集団の設備投資状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額で2,604百万円であり、そのうち主なものは、次のとおりであります。

店舗用設備（新設直営店舗26店、新規貸与店舗55店等） 2,579百万円

(5) 企業集団および当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

区 分 \ 期	第28期 (平成15年2月期)	第29期 (平成16年2月期)	第30期 (平成17年2月期)	第31期 (平成18年2月期) (当連結会計年度)
営業収益(千円)	67,206,787	71,347,713	71,891,382	64,377,334
経常利益(千円)	3,177,122	3,003,338	2,864,856	1,976,673
当期純利益(千円)	1,294,075	1,078,741	1,273,058	925,699
1株当たりの 当期純利益(円)	157.49	119.20	140.61	102.40
総資産(千円)	25,022,649	32,946,264	25,831,106	25,384,597
純資産(千円)	7,688,770	8,553,114	9,626,726	10,436,551

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。なお、第29期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。
2. 第31期（当連結会計年度）につきましては、前記「1. 営業の概況（1）企業集団の営業の経過および成果」に記載のとおりであります。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

区 分 \ 期	第28期 (平成15年2月期)	第29期 (平成16年2月期)	第30期 (平成17年2月期)	第31期 (平成18年2月期) (当期)
営 業 収 益 (千円)	55,692,601	56,166,523	56,547,639	57,237,726
経 常 利 益 (千円)	3,333,437	3,205,723	3,035,304	2,095,589
当 期 純 利 益 (千円)	1,471,317	1,211,871	1,025,033	610,841
1 株 当 た り の 当 期 純 利 益 (円)	179.06	134.11	113.46	67.62
総 資 産 (千円)	25,754,974	32,144,146	25,540,718	25,433,099
純 資 産 (千円)	8,307,077	9,293,172	10,109,672	10,543,740

(注) 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 なお、第29期より「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第2号）および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

2. 会社の概況（平成18年2月28日現在）

(1) 企業集団の主要な事業内容

当社グループは、フランチャイズチェーンシステムによるコンビニエンスストアの経営を主要業務として営んでおります。

(2) 事業所

当 社

① 事業所

本 社	広島市安佐北区
関東地区本部	川崎市川崎区
関西地区本部	大阪市中央区
中四国地区本部	広島市南区
九州地区本部	福岡市博多区
北陸地区本部	富山県高岡市
広島商品センター	広島市安佐北区
福岡商品センター	福岡県糟屋郡粕屋町
北九州商品センター	北九州市八幡西区
山陰商品センター	島根県安来市
岡山商品センター	岡山県総社市
坂出商品センター	香川県坂出市
神奈川商品センター	川崎市川崎区
広島工場	広島市安佐北区
岡山工場	岡山県総社市
福岡工場	福岡市博多区
神奈川工場	川崎市川崎区

② 店 舗				◎左記のうち直営店舗				
広	島	県	133店舗	広	島	県	41店舗	
福	岡	県	110店舗	福	岡	県	31店舗	
佐	賀	県	5店舗	佐	賀	県	1店舗	
大	分	県	23店舗	大	分	県	9店舗	
熊	本	県	16店舗	熊	本	県	5店舗	
山	口	県	36店舗	山	口	県	8店舗	
岡	山	県	27店舗	岡	山	県	12店舗	
鳥	取	県	54店舗	鳥	取	県	6店舗	
島	根	県	75店舗	島	根	県	5店舗	
兵	庫	県	25店舗	兵	庫	県	8店舗	
大	阪	府	20店舗	愛	媛	県	3店舗	
京	都	府	12店舗	香	川	県	8店舗	
滋	賀	県	3店舗	大	阪	府	10店舗	
愛	媛	県	11店舗	東	京	都	20店舗	
香	川	県	17店舗	神	奈	川	県	5店舗
東	京	都	138店舗	千	葉	県	2店舗	
神	奈	川	県	富	山	県	1店舗	
千	葉	県	12店舗	京	都	府	1店舗	
埼	玉	県	10店舗			計	176店舗	
富	山	県	32店舗					
石	川	県	3店舗					
		計	818店舗					

子法人等の事業所

大黒屋食品株式会社	広島市西区
ポプラ保険サービス有限公司	広島市安佐北区
株式会社ハイ・リテイル・システム	川崎市川崎区
エフジーマイチャミー株式会社	川崎市川崎区

(3) 株式の状況

① 会社が発行する株式の総数	36,160,072株
② 発行済株式の総数	9,040,018株
③ 1単元の株式数	100株
④ 株主数	3,355名（前期末比87名増）

(4) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の当該株主への出資状況	
	持株数	出資比率	持株数	出資比率
	株	%	株	%
目黒俊治	2,860,044	31.63	—	—
ポプラ協栄会	684,909	7.57	—	—
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	312,200	3.45	—	—
ポプラ社員持株会	257,831	2.85	—	—
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	246,100	2.72	—	—
株式会社広島銀行	212,960	2.35	50,000	0.00
日本生命保険相互会社	207,460	2.29	—	—
ステートストリートバンクアンド トラストカンパニー505019	187,600	2.07	—	—
日興シティ信託銀行株式会社 （投信口）	169,200	1.87	—	—
東京海上日動火災保険株式会社	159,720	1.76	—	—

(注) 当社の株式会社広島銀行への出資状況は、同行の平成18年3月末現在の持株数および出資比率を記載しております。

(5) 自己株式の取得、処分等および保有の状況

(ア) 取得した株式

普通株式 987株
取得価額の総額 1,537千円

(イ) 処分した株式

該当事項はありません。

(ウ) 失効手続をした株式

該当事項はありません。

(エ) 決算期において保有する株式

普通株式 7,682株

(6) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
624名	41名減

(注) 1. 上記従業員数には、契約社員が含まれております。

2. 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、1,420名（1人1日8時間換算）であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
604名	17名減	36.8歳	5.4年

(注) 1. 上記従業員数には、契約社員が含まれております。

2. 上記の他にパートタイマー・アルバイトは、1,405名（1人1日8時間換算）であります。

(7) 企業結合の状況

① 重要な子法人等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	千円	%	
大黒屋食品株式会社	10,000	100	珍味卸売業
ボプラ保険サービス有限会社	3,000	(注) 63.3(36.7)	損害保険代理業
株式会社ハイ・リテイル・システム	10,000	100	コンビニエンスストアの経営
エフジーマイチャミー株式会社	10,000	100	コンビニエンスストアの経営

(注) 出資比率には、大黒屋食品株式会社による間接所有分(36.7%)を含めて記載しております。

② 企業結合の経過

平成17年10月に株式会社ファーストは、株式会社キリン堂薬局に吸収合併されました。

平成17年12月に株式会社ヒロマルチェーンと株式会社チックタックシステムズおよび北陸ホットスパーク株式会社を解散し、清算手続中であります。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度の連結子法人等は、上記の重要な子法人等を含め、71社であり、持分法適用会社は1社であります。

当連結会計年度における連結業績は、営業収益64,377百万円(前連結会計年度比10.5%減)、営業利益1,917百万円(同31.1%減)、経常利益1,976百万円(同31.0%減)、また、当期純利益は、925百万円(同27.3%減)となりました。

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
	百万円	株	%
農林漁業金融公庫	552	—	—

(9) 取締役および監査役

地 位	氏 名	担当または主な職業
取締役社長 (代表取締役)	目 黒 俊 治	開発統括部長
取締役副社長 (代表取締役)	林 武 成	社長室長
専務取締役 (代表取締役)	半 田 之 史	経営企画室長
取 締 役	水 口 厚	開発統括部北陸地区担当部長
取 締 役	宮 崎 進	中四国地区本部長
常 勤 監 査 役	相 良 勝 彦	
監 査 役	高 橋 仁	
監 査 役	岡 秀 明	岡法律事務所代表

(注) 1. 当期中の監査役の異動は次のとおりであります。

景山崇人氏は平成17年5月27日開催の第30期定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任いたしました。

岡 秀明氏は平成17年5月27日開催の第30期定時株主総会において新たに監査役に選任され就任いたしました。

2. 当期中の取締役の担当職務の変更は次のとおりであります。

氏 名	旧 職	新 職	変更年月日
水 口 厚	渉外担当兼 北陸地区本部準備室長	渉外担当兼北陸地区本部長	平成17年3月1日
目 黒 俊 治	—	開 発 統 括 部 長	平成17年9月1日
水 口 厚	渉外担当兼 北陸地区本部長	開 発 統 括 部 北 陸 地 区 担 当 部 長	平成17年9月1日

3. 決算期後の役員の異動はありません。

4. 決算期後の取締役の担当職務の変更はありません。

5. 監査役高橋 仁および岡 秀明の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(10) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
1. 当社および子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	21,000千円
2. 上記1. の合計額のうち公認会計士法第2条第1項の監査証明業務の対価として当社および当社子法人等が支払うべき報酬等の合計額	21,000千円
3. 上記2. の合計額のうち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	21,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、商法特例法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、3. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(11) 決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特記すべき重要な事実はありません。

(注) 1. 本営業報告書中の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成18年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,718,496	流動負債	10,556,961
現金及び預金	3,031,423	支払手形及び買掛金	3,535,771
受取手形及び売掛金	175,094	加盟店買掛金	2,338,123
加盟店貸勘定	396,828	短期借入金	112,000
たな卸資産	1,066,871	未払金	1,339,144
繰延税金資産	635,812	未払法人税等	598,156
その他	1,419,473	賞与引当金	115,382
貸倒引当金	△ 7,008	預り金	1,855,546
固定資産	18,666,101	その他	662,837
有形固定資産	11,688,065	固定負債	4,381,939
建物及び構築物	6,348,436	長期借入金	440,000
機械装置及び運搬具	39,479	退職給付引当金	378,876
器具備品	1,314,429	役員退職慰労引当金	3,763
土地	3,968,963	長期預り金	3,516,072
建設仮勘定	16,756	繰延税金負債	43,227
無形固定資産	395,344	負債の部合計	14,938,901
営業権	25,878	少数株主持分	
連結調整勘定	13,686	少数株主持分	9,144
その他	355,780	資本の部	
投資その他の資産	6,582,691	資本金	1,800,137
投資有価証券	534,890	資本剰余金	2,040,414
長期貸付金	938,426	利益剰余金	6,508,264
敷金・保証金	4,862,228	株式等評価差額金	97,678
繰延税金資産	583,178	自己株式	△ 9,943
その他	597,674	資本の部合計	10,436,551
貸倒引当金	△ 933,707	負債・少数株主持分及び資本の部合計	25,384,597
資産の部合計	25,384,597		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成17年3月1日から
平成18年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経常 損益 の部	営業 利益		1,917,434
	営業 外 利益		125,028
	経常 利益		1,976,673
	特別 利益		1,010,852
	特別 損失		164,638
	税金等調整前当期純利益		1,502,963
	法人税、住民税及び事業 税法人税等調整額	△ 277,627	577,227
	少数株主利益		36
	当期純利益		925,699
	営業 売上 高	57,152,888	
営業 費用	7,224,446	64,377,334	
営業 売上 原価	46,360,393		
営業 販売 費及び一般管理費	16,099,506	62,459,900	
営業 外 受取利息及び配当 受持分法による投資 その他	22,827 15,850 1,339 85,010	125,028	
営業 外 支払利息 貸倒引当金繰入 その他	30,864 13,400 21,525	65,789	
前期損益修正益 固定資産売却益 子会社出資金売却益 店舗営業権売却益 貸倒引当金戻入益 子会社清算益 違発負担金収入 役員退職慰勞引当金戻入 その他	4,800 6,051 36,693 28,400 16,725 3,902 478,444 17,339 373,560 44,937	1,010,852	
前期損益修正損 固定資産除却損 固定資産除却損 店舗閉店損 リース会社清算 その他	18,604 124,297 227,007 280,420 246,622 422,970 164,638	1,484,562	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子法人等の状況

① 連結子法人等の数 71社

有限会社ユウキ他8社は当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

なお、以下の会社の出資金の取得は期末（みなし取得日）のため、損益計算書は連結していません。

有限会社トライアングル

株式会社豊田ジャパンサービス

また、有限会社グリーンショップ他27社は清算により消滅、有限会社エムコーポレーション他3社は出資金を売却、株式会社ファーストは吸収合併により消滅したため、損益計算書のみ連結しております。

② 主要な連結子法人等の名称は、営業報告書の「企業結合の状況」に記載しているため、省略しております。

(2) 非連結子法人等の状況

非連結子法人等はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社数 1社

株式会社キリン堂薬局

株式会社キリン堂薬局は株式会社ファーストを吸収合併したことにより、当社が株式会社キリン堂薬局の株式を新規に取得し、関連会社となったため、持分法の適用範囲に含めております。

3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

連結子法人等のうち、決算日が1月31日及び12月31日であるもの（68社）は決算日の差異が3か月を超えていないため各社の事業年度の計算書類に基づき連結しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については調整を行っております。また、決算日が3月31日から10月31日までの間に、到来する連結子法人等（3社）については連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を連結しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品（店 舗）

売価還元法による原価法

商 品（商品センター）

月次総平均法による原価法

製品・原材料（製 造 部）

月次総平均法による原価法

- (3) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|--------|---|
| 有形固定資産 | 主として定率法を採用していますが、一部の連結子法人等では定額法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 |
| | 建 物 27年～38年 |
| | 器具備品 3年～8年 |
| 無形固定資産 | 営業権については、5年間の均等償却、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
- (4) 引当金の計上基準
- | | |
|-----------|--|
| 貸倒引当金 | 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担すべき額を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
なお、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理することとしております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。 |
- (5) リース取引の処理方法
- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (6) 消費税等の会計処理
- 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
- (7) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- 連結子法人等の資産及び負債の評価については全面時価評価法を採用していません。
- (8) 連結調整勘定の償却に関する事項
- 連結調整勘定の償却については5年間の均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

収納手数料収入の会計処理

直営店の収納手数料収入については、従来、営業外収益として処理しておりましたが、当連結会計年度から営業収入として処理する方法に変更しております。

この変更は、収納手数料収入は従来の公共料金に加え、社会保険料、各種チケット販売等拡大の一途にあり、このような業態の変化に対応するため、前連結会計年度に商品統括部を設置して新体制を立ち上げるとともに、商品の選別を行う中でコンビニエンス業界の動向と同様、収納手数料収入を主要業務として位置づけ、これを積極的に推進するために、新体制が軌道に乗る当連結会計年度より変更いたしました。

この結果、従来の方法に比べて、営業収入が89,930千円増加し、営業利益が同額増加しております。

(追加情報)

① 役員退職慰労金制度の廃止

当社は従来、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりましたが、平成18年2月27日開催の取締役会において、会社の業績や役員貢献度に連動した報酬体系に移行するため、業績との連動性が希薄な役員退職慰労金制度の廃止を決議し、全役員が受給権を放棄することを承認いたしました。この全役員受給権放棄に伴い、役員退職慰労引当金戻入益373,560千円を特別利益に計上しております。

この結果、税金等調整前当期純利益は373,560千円増加しております。

また、大黒屋食品株式会社及びボブラ保険サービス有限会社は平成15年2月17日開催の取締役会決議により、内規を変更し役員退職慰労金の基準額を平成15年2月末をもって固定したことに伴い、平成15年3月以降の繰入額は発生しておりません。

② 事業税の外形標準課税適用について

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当連結会計年度から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日 企業会計基準委員会 実務対応報告第12号）に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費が36,648千円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益が36,648千円減少しております。

注記事項

連結貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	8,771,167千円
(2) 担保に供している資産	
建物及び構築物	731,266千円
土地	1,188,882千円
投資有価証券	2,470千円
(3) 保証債務	
株式会社キリン堂薬局に対し、次のとおり2件の債務保証（連帯保証）を行っております。	
仕入債務等（期末残高 12,058千円）	
リース契約債務（期末残高 24,712千円）	

連結損益計算書関係

1株当たりの当期純利益	102円40銭
-------------	---------

税効果に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	445,160千円
子会社への投資	607,668千円
役員退職慰労引当金否認	1,189千円
退職給付引当金否認	153,373千円
固定資産除却損否認	36,378千円
賞与引当金否認	46,628千円
長期前払費用償却額否認	36,140千円
その他	140,002千円
連結会社相互間の債権・債務の相殺消却による貸倒引当金の修正	△ 222,124千円
その他有価証券評価差額に対する税効果	△ 25,425千円
合計	1,218,991千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額に対する税効果	△ 43,227千円
繰延税金資産の純額	1,175,763千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
住民税均等割等	5.8%
過年度法人税等	1.5%
連結調整勘定償却額	4.0%
税効果を計上していない子会社の欠損金等	3.9%
子会社清算による法人税等の減少	△17.4%
その他	0.2%
<u>税効果会計適用後の法人税等の負担率</u>	<u>38.4%</u>

退職給付に関する注記

- (1) 採用している退職給付制度の概要

当社は連結子法人等である大黒屋食品株式会社及び持分法適用会社である株式会社キリン堂薬局との共同方式により、従業員の退職金の100%相当額について、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。

- (2) 退職給付債務に関する事項（平成18年2月28日現在）

（単位：千円）

イ. 退職給付債務	△737,790
ロ. 年金資産	531,144
ハ. 未積立退職給付債務（イ＋ロ）	△206,645
ニ. 未認識数理計算上の差異	△172,230
ホ. 貸借対照表計上純額（ハ＋ニ）	△378,876
ヘ. 退職給付引当金	△378,876

- (3) 退職給付に関する事項（平成17年3月1日から平成18年2月28日まで）

（単位：千円）

イ. 勤務費用	102,983
ロ. 利息費用	14,168
ハ. 期待運用収益	△ 8,774
ニ. 数理計算上の差異の損益処理額	△ 11,362
ホ. 退職給付費用（イ＋ロ＋ハ＋ニ）	97,015

貸借対照表

(平成18年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,354,351	流動負債	10,434,157
現金及び預金	2,521,718	支払手形	245,205
売掛金	98,802	買掛金	3,161,845
買掛金	456,851	加盟店買掛金	2,338,365
商売用資産	840,519	加盟店借入金	89,114
原材料	17,706	短期借入金	112,000
貯蔵品	40,820	未払金	1,369,110
前払費用	1,358	未払法人税等	587,101
短期貸付金	364,562	未払消費税等	35,337
未収入金	255,133	未払費用	166,648
繰上入金	924,111	預り金	1,839,968
繰上入金	658,006	前受収益	315,105
繰上入金	177,292	賞与引当金	114,136
繰上入金	2,900	設備支払手形	52,689
繰上入金	△ 19,078,748	その他の	7,528
繰上入金	11,272,394	固定負債	4,455,200
建物	5,145,977	長期借入金	440,000
構築物	1,013,503	退職給付引当金	350,958
機械及び装置	33,740	長期預り金	119,647
運搬器具	3,976	預り保証金	2,748,826
器具備品	1,313,880	預り敷金	795,768
土地	3,744,559	負債の部合計	14,889,358
仮勘定	16,756	資本の部	
無形固定資産	319,595	資本金	1,800,137
営業権	9,794	資本剰余金	2,040,414
借地権	69,890	資本準備金	2,040,414
ノウハウ	174,345	利益剰余金	6,692,722
ソフトウェア	50,391	利益準備金	77,800
水道施設	15,173	任意積立金	3,941,300
その他の資産	7,486,758	別途積立金	3,941,300
投資有価証券	366,633	当期未処分利益	2,673,622
株式	194,816	株式等評価差額金	20,264
社債	32	自己株式	△ 9,798
出資	19,425	資本の部合計	10,543,740
会社貸付金	2,307,146	負債及び資本の部合計	25,433,099
長期前払費用	46,374		
繰上入金	650,647		
繰上入金	4,876,054		
繰上入金	189,875		
繰上入金	△ 1,164,245		
資産の部合計	25,433,099		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成17年 3月 1日から
平成18年 2月 28日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	売 上 高	49,925,204	
	営業 加 算 の 営 業 費 用	4,945,423 2,367,098	57,237,726
	営業 販 売 費 及 び 原 般 管 理 費	40,884,748 14,152,793	55,037,541
	営業 利 益		2,200,184
	営業 受 取 利 息 及 手 の 外 取 引 当 金 の 利 益	48,336 20,212 47,339	115,888
	営業 支 社 貸 倒 引 当 金 の 利 息 及 手 の 外 取 引 当 金 の 利 益	30,529 2,003 170,901 17,049	220,484
	経 常 利 益		2,095,589
	特 別 損 益 の 部	4,800 5,723 9,310 21,200 38,048 373,560 478,444 38,156	969,242
	特 別 損 益 の 部	121,191 191,174 280,420 8,975 759,757 409,628 109,776	1,880,925
	税 引 前 当 期 純 利 益 及 事 業 税 額 の 調 整	834,769 △261,703	1,183,906
税 引 前 当 期 純 利 益 及 事 業 税 額 の 調 整		610,841	
税 引 前 当 期 純 利 益 及 事 業 税 額 の 調 整		2,171,177	
税 引 前 当 期 純 利 益 及 事 業 税 額 の 調 整		108,395	
税 引 前 当 期 純 利 益 及 事 業 税 額 の 調 整		2,673,622	

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商 品（直 営 店 舗）

売価還元法による原価法

(2) 商 品（商品センター）

月次総平均法による原価法

(3) 製品・原材料（製 造 部）

月次総平均法による原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 27年～38年

器具備品 3年～8年

無形固定資産

営業権については、5年間の均等償却、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能見積期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当期の負担すべき額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により、翌期から損益処理することとしております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

収納手数料収入の会計処理

直営店の収納手数料収入については、従来、営業外収益として処理していましたが、当期から営業収入として処理する方法に変更しております。

この変更は、収納手数料収入は従来の公共料金に加え、社会保険料、各種チケット販売等拡大の一途にあり、このような業態の変化に対応するため、前期に商品統括部を設置して新体制を立ち上げるとともに、商品の選別を行う中でコンビニエンス業界の動向と同様、収納手数料収入を主要業務として位置づけ、これを積極的に推進するために、新体制が軌道に乗る当期より変更いたしました。

この結果、従来の方法に比べて、営業収入が89,930千円増加し、営業利益が同額増加しております。

(追加情報)

① 役員退職慰労金制度の廃止

当社は従来、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上してはいましたが、平成18年2月27日開催の取締役会において、会社の業績や役員の貢献度に連動した報酬体系に移行するため、業績との連動性が希薄な役員退職慰労金制度の廃止を決議し、全役員が受給権を放棄することを承認いたしました。

この全役員の受給権放棄に伴い、役員退職慰労引当金戻入益373,560千円を特別利益に計上しております。

この結果、税引前当期純利益は373,560千円増加しております。

② 事業税の外形標準課税適用について

「地方税法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第9号）が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度より外形標準課税制度が導入されたことに伴い、当期から「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」（平成16年2月13日 企業会計基準委員会実務対応報告第12号）に従い法人事業税の付加価値割及び資本割については、販売費及び一般管理費に計上しております。

この結果、販売費及び一般管理費が36,648千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益が36,648千円減少しております。

注記事項

貸借対照表関係

(1) 有形固定資産の減価償却累計額		8,538,171千円
(2) 子会社に対する金銭債権・債務		
	短期金銭債権	128,216千円
	短期金銭債務	139,335千円
	長期金銭債権	1,417,881千円
	長期金銭債務	154,530千円
(3) 担保に供している資産		
	建物	637,829千円
	構築物	76,411千円
	土地	1,035,791千円
	投資有価証券	2,470千円
<p>なお、担保提供資産には子会社である大黒屋食品株式会社の銀行借入に対し物上保証として担保に供しているものを含んでおります。</p>		
(4) リースにより使用する固定資産		
<p>貸借対照表に計上した固定資産のほか、機械及び装置、コンピュータ及び事務機器等はリース契約により使用しております。</p>		
(5) 配当制限		
<p>商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額は20,264千円であります。</p>		
(6) 保証債務		36,770千円

損益計算書関係

(1) 子会社との取引高		
	営業取引	
	営業収益	2,561,787千円
	仕入高	775,654千円
	営業取引以外の取引	
	営業外収益	37,211千円
	営業外費用	2,079千円
(2) 1株当たりの当期純利益		67円62銭

税効果に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	445,160千円
子会社株式出資金評価損否認	325,287千円
貸倒損失否認	165,989千円
退職給付引当金否認	141,787千円
賞与引当金否認	46,110千円
未払事業税否認	45,346千円
固定資産除却損否認	36,378千円
長期前払費用償却額否認	36,140千円
店舗閉店損失否認	26,607千円
その他	39,845千円
合計	1,308,654千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	40.4%
住民税均等割額	6.8%
過年度法人税等	1.9%
その他	△ 0.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	48.4%

退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は連結子法人等である大黒屋食品株式会社及び持分法適用会社である株式会社キリン堂薬局との共同方式により、従業員の退職金の100%相当額について、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。

(2) 退職給付債務に関する事項（平成18年2月28日現在）

(単位：千円)	
イ. 退職給付債務	△702,951
ロ. 年金資産	504,045
ハ. 未積立退職給付債務（イ+ロ）	△198,906
ニ. 未認識数理計算上の差異	△152,051
ホ. 貸借対照表計上純額（ハ+ニ）	△350,958
ヘ. 退職給付引当金	△350,958

(3) 退職給付に関する事項（平成17年3月1日から平成18年2月28日まで）

(単位：千円)	
イ. 勤務費用	98,702
ロ. 利息費用	13,110
ハ. 期待運用収益	△ 8,118
ニ. 数理計算上の差異の損益処理額	△ 9,437
ホ. 退職給付費用（イ+ロ+ハ+ニ）	94,257

利 益 処 分 案

(単位：円)

項 目	金 額
当 期 未 処 分 利 益	2,673,622,548
これを次のとおり処分いたします。	
利 益 配 当 金	108,388,032
(1株につき 12円)	
計	108,388,032
次 期 繰 越 利 益	2,565,234,516

(注) 平成17年11月14日に108,395,976円(1株につき12円)の中間配当を実施いたしました。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年4月7日

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 俊治 殿

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 笠原 壽太郎 ㊞

指定社員
業務執行社員 公認会計士 世良 敏昭 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、株式会社ポプラの平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第31期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社又は連結子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従い、株式会社ポプラ及びその連結子法人等から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第31期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年4月10日

株式会社ポプラ 監査役会

常勤監査役 相 良 勝 彦 ㊟

監 査 役 高 橋 仁 ㊟

監 査 役 岡 秀 明 ㊟

(注) 監査役高橋 仁及び監査役岡 秀明は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成18年4月7日

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 俊治 殿

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 公認会計士 笠 原 壽太郎 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 世 良 敏 昭 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、株式会社ポプラの平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第31期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年3月1日から平成18年2月28日までの第31期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な地区本部において業務及び財産の状況を調査し、子会社に対しても営業に関する報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人である監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

- (6) 子会社調査の結果、取締役の職務遂行に関し指摘すべき事項は認められません。

平成18年4月10日

株式会社ポプラ 監査役会

常勤監査役 相 良 勝 彦 ㊟

監 査 役 高 橋 仁 ㊟

監 査 役 岡 秀 明 ㊟

(注) 監査役高橋 仁及び監査役岡 秀明は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 89,879個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第31期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類26頁に記載のとおりであります。当期の利益配当金につきましては、当社を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、企業体質強化のため内部留保に努めながら、業績を考慮したうえで、1株につき12円とさせていただきますと存じます。

なお、平成17年11月に中間配当として、1株につき12円を実施しておりますので、通期の配当金は1株につき24円となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号。以下「整備法」という）が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にするための規定を新設するものです。
- (2) 会社法が施行されることに伴い、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- ② 当社は株券を発行する旨の定め。
- ③ 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(公告の方法) 第4条 (条文省略) 第2章 株 式 (発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、 36,160,072株とする。 (新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1 項第2号の規定に基づき、取締役会 の決議をもって自己株式を取得する ことができる。 (1単元の株式の数) 第7条 当社の1単元の株式の数は100 株とする。 (単元未満株券の不発行) 第8条 当社は1単元の株式の数に満た ない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>(名義書換代理人) 第9条 名義書換代理人については次の通 りとする。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役 のほか、次の機関を置くものとし る。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>(公告の方法) 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 36,160,072株とする。 (株券の発行) 第7条 当社は、株券を発行する。 (自己の株式の取得) 第8条 当社は、会社法第165条第2項 の規定に基づき、取締役会の決議を もって自己の株式を取得することが できる。 (単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は100株とす る。 (単元未満株券の不発行) 第10条 当社は第7条の規定にかかわら ず、単元未満株式に係る株券を発行 しないことができる。 (株主名簿管理人) 第11条 株主名簿管理人については次の通 りとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>1. 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取りなど株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規則）</p> <p><u>第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いおよび手数料は取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>（基準日）</p> <p><u>第11条 基準日については次の通りとする。</u></p> <p>1. 当社は、<u>毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもってその決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>1. 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって定める。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）<u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>（株式取扱規則）</p> <p><u>第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 前項その他定款に別段の定めがある場合を除くほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 招集については次の通りとする。</p> <p>1. 当会社の定時株主総会は<u>毎決算期日の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第13条 (条文省略)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議については次の通りとする。</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. <u>商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 招集については次の通りとする。</p> <p>1. 当会社の定時株主総会は毎年5月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</p> <p><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第14条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。</u></p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議については次の通りとする。</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主 (<u>実質株主を含む。以下同じ。)</u> の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 議決権の代理行使については次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株主は当会社の議決権を有するほかの株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。 <p>(新設)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役および監査役の数)</p> <p>第16条 (条文省略) (取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役の選任については次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当会社の取締役は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. (条文省略) <p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期については次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役の任期は、<u>就任後2年以内</u>の最終の<u>決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了す<u>べき</u>時までとする。 	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 議決権の代理行使については次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 株主は当会社の議決権を有するほかの株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。 2. 株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。 <p>(議決権不統一行使の通知の方法)</p> <p>第18条 <u>会社法第313条第2項に定める通知は、書面をもって行う。</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第19条 (現行どおり) (取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役の選任については次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当会社の取締役は、<u>議決権を行使</u>することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。 2. (現行どおり) <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期については次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役の任期は、<u>選任後2年以内</u>に終了する最終の<u>事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 代表取締役および役付取締役については次の通りとする。</p> <p>1. 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを<u>選任</u>する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、社長1名を定め、必要に応じて会長1名および副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(相談役・顧問・参与)</p> <p>第22条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役および役付取締役については次の通りとする。</p> <p>1. 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議によりこれを<u>選定</u>する。</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議により、取締役の中から、社長1名を<u>選定し</u>、必要に応じて会長1名および副社長・専務取締役・常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(取締役会の招集)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会の決議の省略)</u></p> <p>第25条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p><u>(取締役の報酬等)</u></p> <p>第26条 <u>取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(相談役・顧問・参与)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第24条 当社の監査役は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>(監査役補欠者)</u></p> <p>第25条 <u>監査役補欠者については次の通りとする。</u></p> <p><u>1. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査役の補欠者を選任することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役補欠者の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。</u></p> <p><u>3. 第1項の規定により選任された監査役補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第26条 監査役の任期については次の通りとする。</p> <p>1. 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の任期の満了すべき時</u>までとする。</p>	<p>(監査役の選任)</p> <p>第29条 当社の監査役は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第30条 監査役の任期については次の通りとする。</p> <p>1. 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する最終の事業年度</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠により選任された監査役の任期は、<u>退任監査役の任期の満了する時</u>までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>3. 前条第1項の規定により選任された監査役補欠者が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	(削除)
(常勤監査役)	(常勤の監査役)
<p>第27条 <u>監査役はその互選により常勤監査役を1名以上置くものとする。</u></p>	<p>第31条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議により選定する。</u></p>
(監査役会の招集)	(監査役会の招集)
<p>第28条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第32条 (現行どおり) <u>(報酬等)</u></p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>
(営業年度)	第6章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
<p>第29条 当会社の<u>営業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とし営業年度の末日を決算期日とする。</u></p>	<p>第34条 当会社の<u>事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。</u></p>
(利益配当金)	(期末配当金)
<p>第30条 当会社の<u>利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払うものとする。</u></p>	<p>第35条 当会社は、<u>定時株主総会の決議により、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当(以下、期末配当金という。)を支払うものとする。</u></p>
(中間配当)	(中間配当金)
<p>第31条 当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(以下、中間配当金という。)</u>をすることができる。</p>	<p>第36条 当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下、中間配当金という。)</u>をすることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(除斥期間)</p> <p><u>第32条 利益配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p><u>第37条 期末配当金等の除斥期間については次の通りとする。</u></p> <p><u>1. 期末配当金および中間配当金が、その支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p><u>2. 未払いの期末配当金および中間配当金には利息を付けない。</u></p>

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

なお、取締役候補者は次のとおりであります。候補者の他の会社の代表状況につきましては、本議案末尾の別表に記載のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
1	目黒俊治 (昭和18年6月18日)	昭和41年3月 大黒屋食品株式会社入社 昭和47年7月 同社代表取締役 昭和51年4月 当社設立 当社代表取締役社長（現在に至る）	2,860,044株
2	林武成 (大正15年1月1日)	昭和51年1月 大黒屋食品株式会社入社 昭和60年5月 当社入社 昭和61年1月 当社取締役 平成元年8月 当社専務取締役 平成3年11月 当社代表取締役専務取締役 平成7年5月 当社代表取締役副社長（現在に至る）	143,937株
3	半田之史 (昭和27年8月18日)	昭和52年7月 当社入社 平成2年4月 当社取締役 平成7年5月 当社常務取締役 平成14年3月 当社代表取締役専務取締役（現在に至る）	66,484株
4	水口厚 (昭和26年11月8日)	平成3年4月 トップマート株式会社入社 平成4年7月 同社合併・当社入社 平成8年5月 当社取締役福岡地区本部長 平成9年3月 当社取締役九州地区本部長 平成11年3月 当社取締役開発本部長 平成12年10月 当社取締役業務開発担当部長 平成13年3月 当社取締役関東地区本部副本部長 平成13年11月 当社取締役関西地区本部長 平成14年6月 当社取締役渉外担当 平成16年11月 当社取締役渉外担当兼北陸地区本部準備室長 平成17年3月 当社取締役渉外担当兼北陸地区本部長 平成17年9月 当社取締役開発統括部北陸地区担当部長（現在に至る）	20,267株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社 株式の数
5	宮 崎 進 (昭和31年10月20日)	昭和51年8月 当社入社 平成5年2月 当社商品本部製造部長 平成5年6月 当社商品本部卸部長 平成5年9月 当社福山地区本部長 平成7年7月 当社退職 平成7年7月 株式会社ベストファイブ代 表取締役 平成10年5月 当社取締役店舗運営本部長 平成12年10月 当社取締役人事部長 平成13年3月 当社取締役人事部長兼店舗 運営本部長 平成13年8月 当社取締役西日本統括本部 長 平成14年3月 当社取締役中四国地区本部 長 (現在に至る)	37,506株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

別表

候補者番号	氏名	他の会社の代表状況
2	林 武 成	株式会社はやリストア代表取締役 ※1、2 株式会社高島酒店代表取締役 ※1、2 有限会社岡田和徳商店取締役 ※1 有限会社佐伯商店取締役 ※1、2 有限会社宍道西来待取締役 ※1、2 有限会社リカーショップ高瀬取締役 ※1 有限会社東深津取締役 ※1、2 有限会社安浦三津口取締役 ※1、2 有限会社たけだ酒販取締役 ※1 有限会社リカーショップ松山取締役 ※1、2 有限会社鶴見酒舗取締役 ※1、2 有限会社南観音ストア取締役 ※1 有限会社イマナカ取締役 ※1、2 有限会社ヤゲン取締役 ※1、2 マツヤ商事有限会社取締役 ※1 有限会社加茂東谷取締役 ※1、2 有限会社ユウキ取締役 ※1、2 吉島酒販有限会社取締役 ※1、2 有限会社黒瀬橋原取締役 ※1 有限会社黒川取締役 ※1、2 有限会社ベスト加古川取締役 ※1、2 有限会社淀江小波取締役 ※1、2 有限会社トライアングル取締役 ※1、2
3	半 田 之 史	株式会社ハイ・リテイル・システム代表取締役 ※1、2、3 エフジーマイチャミー株式会社代表取締役 ※1、3
4	水 口 厚	有限会社ケイエス企画取締役 ※1 有限会社ベストフクヤマ取締役 ※1、2 有限会社リカーショップ観音取締役 ※1、2 有限会社共益社取締役 ※1、2 有限会社本田酒店代表取締役 ※1、2 有限会社エム・ケー・エー取締役 ※1、2 有限会社岩城酒店代表取締役 ※1、2 有限会社拓海代表取締役 ※1、2

(注) ※1 当社の100%出資子会社であります。
 ※2 当社とフランチャイズ契約を締結しております。
 ※3 当社の重要な子会社であります。

第4号議案 監査役補欠者1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者1名の選任をお願いするものであります。

なお、澤 淳夫氏の選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役補欠者の候補者は次のとおりであります。

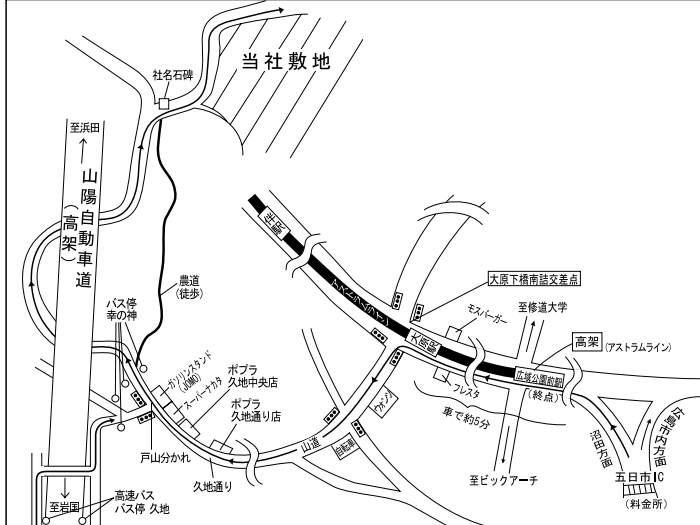
氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する当社株式の数
澤 淳 夫 (昭和16年12月14日)	昭和45年10月 等松・青木監査法人 (現 監査法人トーマツ) 入社 昭和50年3月 公認会計士 登録 昭和57年6月 監査法人トーマツ社員 平成元年6月 監査法人トーマツ代表社員 平成16年6月 監査法人トーマツ退社 平成16年7月 亜細亜証券印刷株式会社 監査役(現在に至る)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、社外監査役の補欠として選任するものであります。

以 上

株主総会会場ご案内図

広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
 当社本社 会議室
 電話 082-837-3500



※高速バス時刻

(浜田駅行き) ※平成16年6月1日改正
 広島駅新幹線口発—久地着 (広島電鉄)
 8:00 8:41
 (かんぼの郷庄原行き) ※平成18年4月1日改正
 広島バスセンター発—久地着 (備北交通)
 9:00 9:25

※郊外バス時刻

(くすの木台行き) ※平成18年3月18日改正
 広島バスセンター発—幸の神着 (広島電鉄)
 8:53 9:27

《交通》

1. 高速バスを利用される方 (本数が少ないのでお気を付け下さい。)

イ. 広島駅新幹線口から乗車の場合

広島駅 新幹線改札口→高速バスのりば (浜田行き)
 所要時間約15分 下車: 久地 徒歩約15分 → 当社

ロ. 広島バスセンターから乗車の場合

広島駅 在来線改札口→路面電車 (比治山下経由は不可)
 所要時間約20分 下車: 紙屋町 徒歩 → 広島バスセンター 高速バスのりば
 所要時間約30分 下車: 久地 徒歩約15分 → 当社 (広島そごり本館3階)

2. 郊外バスを利用される方

広島駅 在来線改札口→路面電車 (比治山下経由は不可)
 所要時間約20分 下車: 紙屋町 徒歩 → 広島バスセンター4番のりば (くすの木台行き)
 所要時間約35分 下車: 幸の神 徒歩約10分 → 当社 (広島そごり本館3階)

3. アストラムラインを利用される方

広島駅 在来線改札口→路面電車 (比治山下経由は不可)
 所要時間約20分 下車: 紙屋町 徒歩 → アストラムライン県庁前駅 所要時間約20分 下車: 大原駅
 →バスに乗りかえ大原より 所要時間約10分 下車: 幸の神 徒歩約10分 → 当社

4. 車を利用される方

山陽自動車道を利用する場合

五田市インターを下りる→沼田方面に出る 約41km →
 アストラムライン大原駅の交差点(大原下橋南詰交差点)を左折する 約41km →
 戸山分かれの信号を直進 約200m → 当社入口
 (右にガソリンスタンドあり)

※ お帰りは別途御案内いたします。

